

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 4 月 25 日

株式会社 A D E K A

2023 年 4 月 25 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都荒川区東尾久七丁目 2 番 3 5 号
株式会社 A D E K A
代表取締役 城詰 秀尊

株式会社 A D E K A（以下、「甲」といいます。）は、2023 年 4 月 20 日付で株式会社 ヨンゴー（以下、「乙」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2023 年 5 月 31 日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める甲の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）

該当事項はありません。

5.株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はありません。

6.株式交換が効力を生じる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上

別紙 1

株式交換契約の内容

株 式 交 換 契 約 書

株 式 交 換 契 約 書

株式会社A D E K A（以下「甲」という。）と株式会社ヨンゴー（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び本店所在地）

甲及び乙の商号及び本店所在地は、以下の各号のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社A D E K A

本店所在地：東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ヨンゴー

本店所在地：名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は令和5年5月31日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性やその他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及び割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が効力発生日の前日の最終

の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、次項に定める割合の甲の普通株式を甲が有する自己株式から交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.5株の割合をもって割り当てる。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（株式交換承認手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1. 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変

地異その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合または本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合において、相当の期間を定めて相手方に是正を催告したにもかかわらず、その期間内に違反の是正がないときは、本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項ただし書の規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかったとき
- (2) 本株式交換について、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (3) 前条各項に基づき本契約が解除された場合

第10条（準拠法）

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第11条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙誠実に協議し合意の上、これを決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年4月20日

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

(甲) 株式会社ADEKA

代表取締役 城詰秀尊



名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号

(乙) 株式会社ヨンゴー

代表取締役 伊藤禎敏



別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての
定め相当性に関する事項

当社は、以下の理由により、本株式交換に係る会社法第 768 条第 2 項及び第 3 項に掲げる事項についての定めは相当であると判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ヨンゴー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	0.5	1
本株式交換により交付する 株式数	当社普通株式：11,500 株	

(注 1) 株式交換比率

当社は、ヨンゴーの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」) 0.5 株を割当交付いたします。本株式交換の効力発生日前において当社が保有するヨンゴーの株式(337,000 株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る株式交換比率(以下「本株式交換比率」)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がヨンゴーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるヨンゴーの株主(当社を除きます)に対して、その所有するヨンゴー株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。また、当社の交付する普通株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際して当社が新たに株式を発行する予定はありません。

2. 株式交換に係る割当ての内容の根拠等

本株式交換比率について、上場会社である当社の株式価値については市場価格法により、非上場会社であるヨンゴーの株式価値については純資産の状況や事業状況によりそれぞれ算定し、その結果をもとに、両社間で慎重に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とヨンゴーとの間での協議し合意の上、変更されることがあります。

3. 交換対価として当社の普通株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換による当社の資本金及び準備金の額については、機動的な資本政策と株主資本の内部留保の均衡を図る目的で、会社計算規則第 39 条の規定に基づき、株式交換契約に定めるとおりといたしました。

以上

別紙 3

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

※ なお、本別紙において、「当社」とは、株式交換完全子会社である株式会社ヨンゴーのことを指します

第 1 号議案

第 8 4 期計算書類 承認の件

第 84 期 計 算 書 類

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 20 番 12 号

株式会社ヨンゴー

貸借対照表

株式会社 ヨンゴー

2022年3月31日

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
資産の部		負債の部	
現金	6,762,063	買掛金	1,095,705,220
当座預金	237,836,497	短期借入金	0
普通預金	15,083,828	未払金	31,347,739
預金計	252,920,325	預り金	1,842,302
現金預金合計	259,682,388	未払法人税等	9,580,300
受取手形	16,715,340	未払消費税	1,792,229
売掛金	1,099,452,483	前受金	2,731,822
商品	119,470,741	賞与引当金	15,900,000
未収入金	2,297,513	役員賞与引当金	2,400,000
前払費用	1,104,000		
貸倒引当金	▲ 2,006,619		
流動資産計	1,496,715,846	流動負債計	1,161,299,612
建物	117,474,504	役員退職給付引当金	14,562,500
機械装置	1,797,342	従業員退職給付引当金	20,824,589
構築物	57,219	保証預り金	13,597,075
車両運搬具	7,548,566	修繕引当金	13,899,879
器具備品	1,890,371		
土地	38,777,347		
有形固定資産合計	167,545,349	固定負債計	62,884,043
商標権	0	負債合計	1,224,183,655
電話加入権	1,840,552	純資産の部	
ソフトウェア	9,460,000	株主資本	
無形固定資産合計	11,300,552	資本金	18,000,000
保証預け金	5,339,312	利益剰余金	442,800,737
その他の投資	4,083,333	利益準備金	4,718,000
		別途積立金	171,560,000
		繰越利益剰余金	266,522,737
投資等合計	9,422,645	株主資本合計	460,800,737
固定資産計	188,268,546	純資産の部計	460,800,737
資産合計	1,684,984,392	負債・純資産合計	1,684,984,392

1.有形固定資産の減価償却累計額

311,539,501円

2.1株当たりの当期利益

50円26銭

損 益 計 算 書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

株式会社ヨンゴー

単位:円

売上高		
	食品	5,766,348,328
	不動産	30,216,974
	売上高合計	5,796,565,302
売上原価		
	期首商品棚卸高	113,815,422
	仕入高	5,360,672,620
	期末商品棚卸高	119,470,741
	売上原価合計	5,355,017,301
売上総利益		441,548,001
販売費及び一般管理費		411,965,178
営業利益		29,582,823
営業外収益		
	受取利息	196
	その他の営業外収益	2,142,184
	営業外収益合計	2,142,380
営業外費用		
	支払利息	0
	その他営業外費用	277,778
	営業外費用合計	277,778
経常利益		31,447,425
特別利益		847,038
特別損失		0
税引前当期純利益		32,294,463
法人税・住民税		14,200,000
当期純利益		18,094,463

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

株式会社ヨンゴー

(単位:円)

	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	純資産合計
		利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	剰余金合計			
2021年3月31日残高	18,000,000	4,718,000	171,560,000	254,188,274	430,466,274	0	448,466,274	448,466,274
事業年度中の変動額								
配当(2021年6月)				△ 5,760,000	△ 5,760,000		△ 5,760,000	△ 5,760,000
当期純利益				18,094,463	18,094,463		18,094,463	18,094,463
事業年度中の変動額 合計	0	0	0	12,334,463	12,334,463	0	12,334,463	12,334,463
2022年3月31日残高	18,000,000	4,718,000	171,560,000	266,522,737	442,800,737	0	460,800,737	460,800,737

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 商品（棚卸資産）の評価方法・・・最終仕入原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・・・・・・建物に定額法その他は定率法を採用しています。

②無形固定資産・・・・・・・・定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金・・・・・・・・貸倒懸念債権など特定の債権について個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金・・・・・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金・・・・・・・・役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④役員退職給付引当金・役員の退職により支給する退職金に充てるため、当会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(4) その他会計書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び株数

	前期末株式	当期末株式	摘要
普通株式	360,000 株	360,000 株	-
合計	360,000 株	360,000 株	-

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年6月11日の株主総会	普通株式	5,760,000 円	16 円	2021年3月31日	2021年6月12日

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月10日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しています。

配当金の総額	5,760,000 円
1株当たりの配当額	16 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月11日